

奨学金申込み時に提出する所得証明書類一覧

提出する所得の証明書類は、タイプ A・Bとも父と母両方、又は父母に代わって家計を支えている者の所得で(1)の書類です。

なお、母子・父子家庭、障害者・長期療養者のいる世帯並びに火災・風水害等の被害を受けた世帯については(2)の書類もあわせて提出してください。

(1) 所得の種類別による提出書類

所得の種類	提出書類
給与所得者 事業所得者 年金受給者	<p style="text-align: center;"><u>令和5年度(令和4年中) 所得課税証明書(全部記載)</u></p> <p>令和4年の中途又は令和5年に新たに就職、転職等により収入源に変動があった者については、勤務先発行の最近の月収(見込)証明書(様式自由)又は、勤務先及び氏名が記載されている給与明細書のコピー(直近3か月分)を添付</p>
雇用保険受給者	<p>① <u>令和5年度(令和4年中) 所得課税証明書(全部記載)</u></p> <p>② 職業安定所発行の雇用保険受給資格者証のコピー</p>
生活保護受給世帯	<p>① <u>令和5年度(令和4年中) 所得課税証明書(全部記載)</u></p> <p>② 福祉事務所発行の生活保護決定(変更)通知</p> <p>③ 生活保護受給証明書(両方のコピー)</p>

(2) 特別控除に関する提出書類

母子父子家庭	<p style="text-align: center;">母子・父子世帯調書(通知書・証書の写しを添付) ※別紙様式①</p> <p>※更新により証書が手元に無い場合は金額だけ記入し証書の写しは後日送付下さい</p>
障害者のいる世帯	<p style="text-align: center;">身体障害者手帳のコピー</p> <p style="text-align: center;">(氏名・障害名・障害等級の記載されたページ)</p>
家計支持者が別居している世帯(単身赴任)	<p>別居のために特別に支出した金額で「住居費・光熱水道費・家具・家事用品」の実費に限ります。 ※別紙様式②</p> <p>家具・家事用品とは、概ね1年以内に購入したもので、布団、冷蔵庫、電子レンジ、タンス、テレビ、暖房器具等を言います。上記項目に係る契約書又は領収証(月契約のものは概ね3か月分)のコピー</p>
長期療養者のいる世帯	<p>申込時現在において、6か月以上にわたる期間療養中の者、又は療養を必要と認められる者。 ※別紙様式③</p> <p>ア 個人で負担した「診療費、治療費、薬品代」を証明できる領収証6か月分のコピー(健康保険等により医療給付を受けた金額を除く)</p> <p>イ 傷病名、療養期間等長期療養中であることを証明できる書類(診断書等)のコピー</p>
1年以内に災害等を受けた世帯	<p style="text-align: center;">消防署、市町村役場、警察署等発行の被災証明書</p> <p style="text-align: center;">(被災額が記入されたもの)</p>

※審査上必要があるときは、上記以外の書類の提出を求めることもあります。

※上記Ⅱの項目について、証明書類の提出がない場合には、特別控除はしませんので、ご了承願います。

※いずれもマイナンバー不要。